

令和 6 年度 第 2 回向日市地域包括支援センター運営協議会要点録

1 日 時：令和 7 年 1 月 28 日（火） 午後 4 時から午後 4 時 55 分まで

2 場 所：永守重信市民会館 1 階第 1 会議室

3 出席者

（出 席）清家委員、大橋委員、岡本委員、乾委員、岡田委員、糸委員

（以上 6 名）

（欠 席）若江委員、高桑委員、大森委員

（事務局）柴田部長、安田副部長、伊藤副部長兼高齢介護課長、小澤主席係長、内海係長、
中村係長

木村北地域包括支援センター長、村上中地域包括支援センター長、

重田南地域包括支援センター長

（傍聴者）なし

4 議 事

（1）令和 6 年度向日市地域包括支援センター事業中間報告について

（2）令和 7 年度向日市地域包括支援センター事業方針（案）について

（3）向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
並びに今後の対応について

5 資 料

資料 1 「令和 6 年度向日市地域包括支援センター事業中間報告」

資料 2 「令和 7 年度向日市地域包括支援センター事業方針（案）」

資料 2-2「向日市地域包括支援センター運営基本方針（参考資料）」

資料 3 「向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正並びに今後の対応について」

6 内 容

議事(1) 令和 6 年度向日市地域包括支援センター事業中間報告について

・事務局から、令和 6 年度の地域包括支援センター事業実績（相談実績やケアプラン作成
数、地域ケア会議など）について説明を行った。

（資料 1）

【質疑回答・意見要旨】

委 員 地域ケア会議が開催された事例を全体的に捉えて改善されたと思うか。

事務局 改善されたケースもあれば、現在進行系で対応しているケースもある。

委員 地域ケア会議に参加した際、多くの職種が関わることで問題が解決したと説明を受けたことがある。地域包括支援センターの職員で解決が難しい場合は、自治体職員や医師を頼ってほしい。地域包括支援センターの職員の人数等はどのようなものか。

事務局 北地域包括支援センターは、昨年度2名の退職者があり、社会福祉士が常勤1名と非常勤1名の2名、主任ケアマネジャー1名、看護師1名、保健師1名、事務員1名の計6名。中地域包括支援センターは、社会福祉士が12月から2名、主任ケアマネジャー1名、保健師1名、ケアマネジャー2名の計6名。南地域包括支援センターは、社会福祉士2名、主任ケアマネジャー1名、保健師1名、ケアマネジャー1名の5名体制。

委員 相談件数に加え、各地域包括支援センター職員の人数等がわかると、どのくらいの人数で対応しているか見えやすい。

議事(2) 令和7年度向日市地域包括支援センター事業方針（案）について

・事務局から、令和7年度向日市地域包括支援センター事業方針（案）について説明を行った。

（資料2、2-2）

【質疑回答・意見要旨】

委員 成年後見の市長申立は何件あるか。

事務局 近年0件。

委員 成年後見制度を必要とする方は高齢者の方が多い。また、生活困窮者でもある場合、成年後見や生活保護によってその人を支援するという視点も重要。

事務局 ご指摘いただいた成年後見制度の重要性は高まってきている。認知症の方や、個人の意思決定が難しい方のケースも増える中で、成年後見制度は国においても推進されており、本市でもその必要性を認識している。市長申立は、0件であるが、必要に応じて、家族申立や本人申立等、その方に最適な申立方法を模索して対応している。ご指摘いただきました点に関しては、検討していきたい。

委員 成年後見制度を単に勧めるだけでなく、制度を活用していくことが必要。

事務局 ご指摘いただいた点を踏まえ業務を進めていきたい。

委員 生活保護の担当課はどこか。

事務局 生活保護の担当は地域福祉課。

委員 地域福祉課との連携を図っていただきたい。

議事(3)向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正並びに今後の対応について

- ・事務局から地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正並びに今後の対応について説明を行った。

(資料3)

向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正並びに今後の対応について

〈概要〉

令和6年4月1日に、国において介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員配置の基準が改められた。それに伴い本市の「向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

〈施行規則改正の経緯〉

社会保障審議会介護保険部会(厚労省)において、センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、「柔軟な職員配置を進めることが適当である。」との意見が出されたことや、令和5年地方分権改革提案において、センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とすること等の改正が行われた。

〈条例改正の内容〉

地域包括支援センターに配置する3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)については、それぞれ常勤職員の配置が必須であったが、改正により、以下の運用が可能となる。

ア 地域包括支援センターが置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法(センターの職員の勤務延時間数を当該センターの常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、センターの職員の員数を常勤の職員の員数に変換する方法)による職員配置を可能とする。

イ 運営協議会が、センターの効果的な運営に資すると認める場合には、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域の高齢者人口に応じて3職種を配置すれば各センターでの配置基準を満たすものとする。質の担保の観点から、1つの圏域に2職種の配置は必要。

〈本市の対応〉

上記については、常勤職員の配置を原則としつつ、常勤職員の確保が困難である場合に特例的に扱うものとしたい。また、センター運営協議会における承認の方法については、次のとおりとしたい。

〈センター運営協議会における承認の方法（案）〉

上記アについて、常勤職員の欠員が発生し得る時期は随時であり、協議会開催の時期と必ずしも一致するものではないことから、産前・産後休業、育児休業、介護休業、病気休暇、退職による常勤職員の欠員の場合は、あらかじめ常勤換算適用可能な場合であると承認したものとし、協議会は開催しないものとする。なお、特例の適用状況については本協議会で報告する。その他の場合は、承認の方法は会長に一任するものとする。

上記イについて、協議会を開催し承認を得るものとする。

上記共通として、特例の適用は原則当年度限りとする。なお、特例の適用中は、常勤職員の確保に向けた活動状況についての報告を求めることとする。

【質疑回答・意見要旨】

事務局案のとおり承認された。